

委員会提出議案第 6 号

都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 7 年 7 月 2 日

提出者 議会運営委員会委員長 西川 洋史

都城市議会議長 永 山 透 様

（提案理由）

大規模災害発生時における議会の役割等及び広聴機能の充実に関する規定を追加するため、都城市議会基本条例について、所要の改正を行うものです。

都城市議会基本条例の一部を改正する条例

都城市議会基本条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条・第9条」を「第8条―第10条」に、「第10条―第13条」を「第11条―第14条」に、「第14条・第15条」を「第15条・第16条」に、「第16条」を「第17条」に、「第17条」を「第18条」に、「第18条―第21条」を「第19条―第22条」に、「第22条―第24条」を「第23条―第25条」に、「第25条」を「第26条」に、「第26条」を「第27条」に改める。

第21条を削り、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第7章中第17条を第18条とする。

第6章中第16条を第17条とする。

第5章中第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第4章中第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第3章中第9条の次に次の1条を加える。

（災害時の議会の役割）

第10条 議会は、都城市及び周辺地域において、大規模な風水害、火山の噴火、大地震等の大規模な災害が発生した場合においては、市の災害対策を側面から支援し、市民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するものとする。

第11章中第26条を第27条とする。

第10章中第25条を第26条とする。

第9章中第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第8章中第21条の次に次の1条を加える。

（広報広聴機能の充実）

第22条 議会は、市民に対し広報誌等を利用して、議会の活動について分かりやすく周知するとともに、広く市民の意見等を聴取できるよう、広聴活動にも努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえ、多様な媒体を活用して多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、積極的な広報及び広聴活動に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。